

○逗子市市民農園条例施行規則

平成14年 3 月29日

逗子市規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、逗子市市民農園条例（平成14年逗子市条例第10号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用者の申請及び許可)

第2条 条例第4条の規定により市民農園を使用しようとする者は、逗子市市民農園使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、市民農園の使用の許可を決定するものとする。ただし、当該申請の数が市民農園の区画数を超えた場合は、抽選を行ったうえで決定するものとする。

3 市長は、市民農園の使用を許可する場合は、逗子市市民農園使用許可通知書（第2号様式）により通知する。

4 市長は、第2項ただし書の抽選において順位を付けた補欠者を置き、条例第5条の規定により使用者のない区画が生じた場合は、その順位により補欠者に第2項の使用の許可を決定するものとする。

5 前項の使用の許可を受けた補欠者の使用期間は、前使用者の使用期間に限るものとする。

(使用料の納付)

第3条 使用者は、条例第6条の使用料を年度単位で納付しなければならない。

(使用許可の取消し)

第4条 使用者が条例第5条第1号の規定により使用の許可の取消しを申し出るときは、逗子市市民農園辞退届（第3号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、条例第5条第2号から第7号までの規定により使用の許可を取り消すときは、逗子市市民農園使用許可取消通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第5条 使用者が条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を請求するときは、逗

子市市民農園使用料還付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その理由等について審査し、使用料の還付の可否を決定したときは、逗子市市民農園使用料還付（不還付）通知書（第6号様式）により当該請求をした者に通知しなければならない。

（公募）

第6条 市民農園の使用者を募集するときは、広報等による公募とする。

（優先枠）

第7条 市長は、前条の公募に当たり、次に掲げる者の使用に資するため優先枠を設定することができる。

- （1） 生ごみ処理容器等を使用して作った自家製有機肥料を市民農園で利用する者
- （2） 前回の市民農園使用許可を受けていない者（使用期間1年未満の者を含む。）
- （3） その他市長が特に優先枠を設けることが必要と認める者

- 2 前項第1号の優先枠の設定区画数については、それぞれの市民農園區画数の1／3を限度とする。

- 3 優先枠を設置した市民農園の抽選は、優先枠の抽選、優先枠以外の抽選の順で行うものとする。この場合において、優先枠以外の抽選を行うときは、優先枠の抽選に漏れた者を含めて抽選するものとする。

（平16規則6・追加、平17規則31・一部改正）

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（平16規則6・一部改正）

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月18日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年度以後の使用について適用する。

附 則（平成17年4月1日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕

い使用することができる。

附 則（平成17年11月 7 日規則第31号）

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

逗子市市民農園使用許可申請書	
年 月 日	
逗子市長	
申請者	
住所	
氏名	
電話 ()	
次のとおり逗子市市民農園を使用したいので申請します。	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
市 民 農 園 の 名 称	
優 先 枠	
備 考	

注 これより下は記入しないでください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。				処 理 欄	起案	年	月	日
決 裁	課長	係長	係		決裁	年	月	日
					許可	年	月	日
					区画番号 第 号			
備考								

第2号様式(第2条関係)

逗子市市民農園使用許可通知書			
		年	月 日
様			
		逗子市長	印
年 月 日付けで申請のあった逗子市市民農園の使用について、次のとおり許可します。			
農園の名称	農園		
区画番号	第	区画	
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
使用許可条件	逗子市市民農園条例及び逗子市市民農園条例施行規則を遵守すること。		

備考 (行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

第3号様式(第4条関係)

逗子市市民農園辞退届	
年 月 日	
逗子市長	
申請者	
住所	
氏名	
電話 ()	
次のとおり逗子市市民農園を辞退します。	
農園の名称	農園(第 区画)
理 由	

注 これより下は記入しないでください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。				処 理 欄	受付	年	月	日
決 裁	課長	係長	係		起案	年	月	日
					決裁	年	月	日
備考								

第4号様式(第4条関係)

逗子市市民農園使用許可取消通知書			
		年	月 日
様			
		逗子市長	印
逗子市市民農園条例第5条の規定により、年 月 日からの市民農園の使用の許可を取り消します。			
農園の名称	農園		
区画番号	第	区画	

備考 (行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

第5号様式(第5条関係)

逗子市市民農園使用料還付請求書			
年 月 日			
逗子市長			
申請者			
住所			
氏名			
電話 ()			
次のとおり市民農園使用料の還付を受けたいので請求します。			
還 付 対 象 農 園	農園	区画番号	第 区画
還 付 金 額			
還 付 請 求 理 由			
振 込 口 座	金融機関名 支店名 口座の種類 口座番号 (フリガナ) 口座名義		

注 これより下は記入しないでください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。				処 理 欄	受付	年	月	日
決 裁	課 長	係 長	係		起案	年	月	日
					決裁	年	月	日
備考								

第6号様式(第5条関係)

逗子市市民農園使用料還付(不還付)通知書			
年 月 日			
様			
逗子市長			印
次のとおり市民農園使用料の還付・不還付を決定したので通知します。			
還 付 対 象 農 園	農園	区画番号	第 区画
還 付 金 額	円		
理 由			
備 考			

備考 (行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

第 1 号様式（第 2 条関係）

（平16規則 6 ・ 令 3 規則13 ・ 一部改正）

第 2 号様式（第 2 条関係）

（令 4 規則16 ・ 全改）

第 3 号様式（第 4 条関係）

（令 3 規則13 ・ 一部改正）

第 4 号様式（第 4 条関係）

（令 4 規則16 ・ 全改）

第 5 号様式（第 5 条関係）

第 6 号様式（第 5 条関係）

（令 4 規則16 ・ 全改）